

## 滋賀県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

物価および地価の変動等に伴い、流水占用料等の額を改定するため、滋賀県流水占用料等徴収条例（平成12年滋賀県条例第71号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 流水占用料等の額を改定することとします。（別表第1～別表第3関係）
- (2) この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。

滋賀県流水占用料等徴収条例新旧対照表

旧				新			
本則・付則 省略 別表第1（第2条関係）				本則・付則 省略 別表第1（第2条関係）			
1 省略 2 流水占用料（発電の用に供するものを除く。）				1 省略 2 流水占用料（発電の用に供するものを除く。）			
区分		単位		額		額	
		数量		期間			
鉱工業の用に供する場合		許可使用水量1リットル 毎秒		1年		円	
						5,460	
養漁の用に供する場合		同		同		1,210	
その他の用に供する場合		同		同		4,040	

  

注 省略							
別表第2（第2条関係）							
土地占用料							
区分		単位					
		額					
		数量					
		期間					
		市の区域 にある場 合					
		町の区 域にあ る場合					
1 店舗(住宅を兼ねるものも含む。)、工場その他建物およびこれらに付属する施設の敷地		占用面積 1平方メートル		1年		円 970	
						円 720	
2 専ら住宅の用に供する建物およびこれに付属する施設の敷地		同		同		820	
						580	
3 通路および通路橋(以下「通		同		同		510	
						410	

  

注 省略							
別表第2（第2条関係）							
土地占用料							
区分		単位					
		額					
		数量					
		期間					
		市の区域 にある場 合					
		町の区 域にあ る場合					
1 店舗(住宅を兼ねるものも含む。)、工場その他建物およびこれらに付属する施設の敷地		占用面積 1平方メートル		1年		円 1,010	
						円 720	
2 専ら住宅の用に供する建物およびこれに付属する施設の敷地		同		同		860	
						580	
3 通路および通路橋(以下「通		同		同		530	
						410	

	路等」という。)					
4	桟橋（浮桟橋を含む。）および揚陸施設	同	同	970	720	
5	係船場	同	同	970	720	
6	仮設の店舗	同	1日	440	260	
7	農用地	同	1年	16	9	
8 漁業施設	ア 小割式網生簀養殖場 および真珠養殖場	同	同	15	15	
	イ ア以外の区画漁業の用に供する施設	同	同	4	4	
	ウ えり漁業および漬柴漁業の用に供する施設	同	同	6	6	
	エ 養漁池	同	同	49	49	
	オ やな漁業の用に供する施設	同	同	49	49	
9	電柱、支柱および支線ならびに信号標	1本	同	1,020	770	
10	鉄塔	占用面積 1平方メートル	同	970	720	
11	埋設管類および架設管 外径0.2メートル未満のもの	占用物件 の長さ1	同	100	70	

	路等」という。)					
4	桟橋（浮桟橋を含む。）および揚陸施設	同	同	1,010	720	
5	係船場	同	同	1,010	720	
6	仮設の店舗	同	1日	460	260	
7	農用地	同	1年	17	9	
8 漁業施設	ア 小割式網生簀養殖場 および真珠養殖場	同	同	16	16	
	イ ア以外の区画漁業の用に供する施設	同	同	4	4	
	ウ えり漁業および漬柴漁業の用に供する施設	同	同	6	6	
	エ 養漁池	同	同	51	51	
	オ やな漁業の用に供する施設	同	同	51	51	
9	電柱、支柱および支線ならびに信号標	1本	同	1,060	770	
10	鉄塔	占用面積 1平方メートル	同	1,010	720	
11	埋設管類および架設管 外径0.2メートル未満のもの	占用物件 の長さ1	同	100	70	

	類(開渠の水路等を含む。)	外径0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	メートル	<u>150</u>	110
	外径0.4メートル以上1.0メートル未満のもの			<u>310</u>	210
	外径1.0メートル以上のもの			<u>610</u>	420
12	広告物	表示部分の面積1平方メートル	同	<u>3,890</u>	<u>2,210</u>
13	試掘やぐらおよび砂利採取機	1基	1月	<u>1,430</u>	<u>1,430</u>
14	係船くいおよび係船環浮標	1本または1個	1年	<u>870</u>	580
15	撮影、興行その他催物のための土地の占用	1回	1日	<u>11,200</u>	<u>11,200</u>
16	工事用台船係留場	占用面積1平方メートル	1年	<u>360</u>	<u>360</u>
17	1の項から16の項までに分類されないもの	同	同	<u>500</u>	410

注 省略

	類(開渠の水路等を含む。)	外径0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	メートル	<u>160</u>	110
	外径0.4メートル以上1.0メートル未満のもの			<u>320</u>	210
	外径1.0メートル以上のもの			<u>640</u>	420
12	広告物	表示部分の面積1平方メートル	同	<u>3,940</u>	<u>2,240</u>
13	試掘やぐらおよび砂利採取機	1基	1月	<u>1,490</u>	<u>1,490</u>
14	係船くいおよび係船環浮標	1本または1個	1年	<u>910</u>	580
15	撮影、興行その他催物のための土地の占用	1回	1日	<u>11,670</u>	<u>11,670</u>
16	工事用台船係留場	占用面積1平方メートル	1年	<u>380</u>	380
17	1の項から16の項までに分類されないもの	同	同	<u>520</u>	410

注 省略

別表第3（第2条関係）

## 土石採取料その他の河川産出物採取料

種別	単位	額
土砂	1立方メートル	180円
砂	同	270円
砂利	同	330円
石 <small>ぐり</small> 栗石	同	370円
転石	1個	180円に控長30センチメートルから控長10センチメートル増すごとに39円を加えた額
庭石	同	5,040円に控長80センチメートルから控長10センチメートル増すごとに550円を加えた額
よしおよびかや	1平方メートル	4円
芝草	同	39円
ささその他の草	1平方メートル 1年	4円
木	1平方メートル	知事が時価を勘案して定める額
竹	束の外周の長さ 1メートル	

注 省略

別表第3（第2条関係）

## 土石採取料その他の河川産出物採取料

種別	単位	額
土砂	1立方メートル	190円
砂	同	280円
砂利	同	350円
石 <small>ぐり</small> 栗石	同	390円
転石	1個	190円に控長30センチメートルから控長10センチメートル増すごとに41円を加えた額
庭石	同	5,290円に控長80センチメートルから控長10センチメートル増すごとに580円を加えた額
よしおよびかや	1平方メートル	4円
芝草	同	41円
ささその他の草	1平方メートル 1年	4円
木	1平方メートル	知事が時価を勘案して定める額
竹	束の外周の長さ 1メートル	

注 省略